発注者への事前調査結果の説明事項

根扱	U.			説明事項	石綿なし	石綿あり レベル 1 , 2 なし	レベル 1, 2 あり
法	1			事前調査の結果	0	0	
第 18	2	イ		建築物等の部分における特定建築材料の種類 並びにその使用箇所及び使用面積			
条		П		特定粉じん排出等作業の種類		0	
の		八		特定粉じん排出等作業の実施の期間			
15		_		特定粉じん排出等作業の方法			
	3	П		特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる 措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、 その理由	_	_	0
	4	施行	1	事前調査を終了した年月日			
		規則	2	事前調査の方法			
		第 16 条の 7	3	施行規則第16条の5第二号に規定する調査を行ったときは、 当該調査を行った者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項	0		
		,	5	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置 図及び付近の状況			0
			4,5	特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の 概要		0	
			4,5	特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	_	0	
			5	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する 場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所			0

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所 亀戸7-222-12 氏名 ○○商事株式会社

②元請業者 住所 東京都墨田区

氏名 〇〇建設株式会社 電話番号 03-1234-5678

大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	東京都江東区亀戸7	-10-1				
解体工事の名称	田中商事ビル4階改作	修工事				
④解体等工事の着手年月日	2022年10月1日	延床面積(m²)				
5解体等工事の種類	改修工事	地上階数	8	地下階数	0	
⑥建築物等の竣工年	1991/10/01	⑦建築物等の概要	Ę	耐火建築物	SRC造	
⑧事前調査を行った者	調査めぐみ		資格	一般建筑	築物石綿含有建材調査者	
講習機関名称	日本環境衛生センタ-	_	登録番	号 220125	56	
⑨調査を終了した年月日	2022年8月31日					
⑩調査の方法	■書面 ■目視 ■	分析 □その他()	
①調査の結果						
⑫特定建築材料の有	無 ■石綿有又は	石綿みなし有(詳細	細は別紙1	のとおり) [□石綿無	
⑬破壊しないと調査	できない場所であって	、解体等が始まる	前に確認	できなかった場	所	
南西面のアルミカ	ーテンウォール内(カ	ーテンウォールの	取り付ける	部)		
西側2室は入室でき	きず未調査。内装材は	事務所(4-1)と同]様と考え	られる。異なる	材料が発見された場合は調査を要する。	
⑭事前調査の掲示						
設置予定年月日	2022年9月10日					
設置場所	別紙のとおり					
(5)大気汚染防止法に係る作	業の届出の要否	□要▼否				

備考 1特定建築材料があり、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。 2工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

> 元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑩発注者氏名(法人にあっては、名称並びに説明を受けた者の職および氏名) 年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。

⑰元請業者氏名(法人にあっては、名称並びに説明を受けた者の職および氏名)

年 月 日

発注者への説明書面

厚生労働省・環境省「建築物等の解体 等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散 漏えい防止対策徹底マニュアル」の例

署名が必要

-般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会 別紙1

特定粉じん排出(石綿除去)等作業の概要

1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項及び5の項を除く) 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業(かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(5の項を除く) 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1から3の項、事項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業(6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業 2022/10/1 3特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積 1 吹付け石綿 0 (m²) 2 石綿を含有する保温材 0 (m²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 4 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 5 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり ②特定粉じん排出等作業の方法 像去 □囲い込み □封じ込め その他 () ③特定粉じん排出等作業の方法 が法第 18 条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
2 の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業 (かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去する もの) (5 の項を除く) 3 の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業(5 の項を除く) 4 の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1 から 3 の項、事項を除く) 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6 の項 建築物の改造・補修作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1 から 3 の項、事項を除く) 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6 の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業 2 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積 1 吹付け石綿 0 (㎡) 2 石綿を含有する保温材 0 (㎡) 3 石綿を含有する保温材 0 (㎡) 4 石綿を含有する耐火被覆材 0 (㎡) 5 石綿を含有する成形板等 195.2 (㎡) 詳細は別紙のとおり ②特定粉じん排出等作業の方法 M除去 □囲い込み □封じ込め その他() ③特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の19名号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
(かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの) (5の項を除く) 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業(5の項を除く) 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1から3の項、事項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿合有断熱材等に係る作業2022/10/1 3特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積1 吹付け石綿 0 (㎡) 2 石綿を含有する保温材 0 (㎡) 3 石綿を含有する耐火被覆材 0 (㎡) 4 石綿を含有する耐火被覆材 0 (㎡) 5 石綿を含有する成形板等 195.2 (㎡) 詳細は別紙のとおり ②特定粉じん排出等作業の方法 加除去 □囲い込み □封じ込め その他 () ⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19名号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
もの)(5の項を除く) 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業(5の項を除く) 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1から3の項、事項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿合有断熱材等に係る作業 2022/10/1 3時定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積1 吹付け石綿 0 (m²) 2 石綿を含有する保温材 0 (m²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 4 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 5 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり 4 体持性等作業の方法が法第 18 条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 6特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
3 の項 建築物の解体等作業のうち、石綿合有仕上塗材を除去する作業(5 の項を除く)
業(5の項を除く)
4 の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1から3の項、事項を除く) 5 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業6 の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業2022/10/1 3特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積1 吹付け石綿 0 (m²) 2 石綿を含有する保温材 0 (m²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 4 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 5 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり ④特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 6特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
業 (1から3の項、事項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断 熱材等に係る作業 2022/10/1 ③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積 1 吹付け石綿 0 (m²) 2 石綿を含有する保温材 0 (m²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 4 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 5 石綿を含有する出土塗 0 (m²) 6 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり ④特定粉じん排出等作業の方法 ・ 図除去 □囲い込み □封じ込め その他 () ⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断 熱材等に係る作業 20特定粉じん排出等作業の実施の期間 2022/10/1 ③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積 1 吹付け石綿 0 (m²) 2 石綿を含有する保温材 0 (m²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 4 石綿を含有する耐熱材 0 (m²) 5 石綿を含有する世上塗 0 (m²) 5 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり 4 御字で粉じん排出等作業の方法 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり 195.2 (m²) 計算に対した排出等作業の方法が法第 18 条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 6 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
6 の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業 2022/10/1 ③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積 1 吹付け石綿 0 (m²) 2 石綿を含有する保温材 0 (m²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 4 石綿を含有する断熱材 0 (m²) 5 石綿を含有する化上塗 0 (m²) 6 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり ④特定粉じん排出等作業の方法 ■ □囲い込み □封じ込め その他 () ⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
熱材等に係る作業 ②特定粉じん排出等作業の実施の期間 3時定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積 1 吹付け石綿 0 (m²) 2 石綿を含有する保温材 0 (m²) 3 石綿を含有する耐外被覆材 0 (m²) 4 石綿を含有する断熱材 0 (m²) 5 石綿を含有する仕上塗 0 (m²) 6 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり ②特定粉じん排出等作業の方法
②特定粉じん排出等作業の実施の期間
1 吹付け石綿 0 (m²) 2 石綿を含有する保温材 0 (m²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 4 石綿を含有する断熱材 0 (m²) 5 石綿を含有する仕上塗 0 (m²) 6 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり ④特定粉じん排出等作業の方法
2 石綿を含有する保温材 0 (m²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 4 石綿を含有する断熱材 0 (m²) 5 石綿を含有する仕上塗 0 (m²) 6 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり ②特定粉じん排出等作業の方法 ▼除去 □囲い込み □封じ込め その他 () ⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
3 石綿を含有する耐火被覆材 0 (m²) 4 石綿を含有する断熱材 0 (m²) 5 石綿を含有する仕上塗 0 (m²) 6 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり ④特定粉じん排出等作業の方法 ■除去 □囲い込み □封じ込め その他 () ⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
4 石綿を含有する断熱材 0 (m²) 5 石綿を含有する仕上塗 0 (m²) 6 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり ④特定粉じん排出等作業の方法 □ 除去 □ 囲い込み □ 封じ込め その他 () ⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
5 石綿を含有する仕上塗 0 (m²) 6 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり
6 石綿を含有する成形板等 195.2 (m²) 詳細は別紙のとおり
詳細は別紙のとおり ④特定粉じん排出等作業の方法 ⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
 ④特定粉じん排出等作業の方法 ☑除去 □囲い込み □封じ込め その他(⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、 その理由 ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、 その理由 ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
その理由 ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 別紙のとおり
7時史数1:7世山笙作業の工程を明子した時史工車の工程の郷亜 別紙のとおり リー
⑧作業の掲示 設置予定日 2022年9月10日
設置場所別紙のとおり
9特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所
現場あきこ 東京都千代田区神田三崎町 1 3 - 1 03-1234-1598
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

発注者への説明書面

厚生労働省・環境省「建築物等の解体 等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散 漏えい防止対策徹底マニュアル」の例

> -般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会